

新型コロナウイルス感染症海外短信 — ドイツⅣ

2021年4月25日

加久間 景子*

1. 新たな制限措置

ドイツにおいても変異株は95%に達しているし、7日間指数が急上下することも珍しくなく、政府も対応に苦慮しているのが現状である。その中で、政策的措置が次々に打たれ、初期の対応の遅れが徐々に解決し始めている事は確かであると言える。

新型コロナウイルス感染症によるパンデミックの第三波を抑制するため、4月21日、連邦議会で改正感染症予防法が可決された。この制限措置の概要は以下のとおりである。なお、今回の改正感染症予防法は、ドイツ全国での統一的な「非常ブレーキ」を定めたものであり、デュッセルドルフ市においては既に基準となる「7日間指数」が100を超えており（22日現在：151.2）、本法律の施行後直ちに「非常ブレーキ」が発動され、下記措置が実施される可能性がある。他のNRW州内の多くの市・郡でも、「7日間指数」が100を超えているため、居住地域の自治体が出す情報に良く気をつけるように呼びかけている。

【概要】

過去7日間の人口10万人あたりの新規感染者数（以下「7日間指数」）が3日連続で100人を超える¹市郡において、以下の措置が（3日連続で100を超えた）2日後から適用される。

①私的集まり（接触制限）

「7日間指数」が100を超えた場合、屋内及び屋外における私的な集まり（自宅を含む）は、自らの世帯に加え、別世帯に属する最大1人まで（14歳未満の子供を除く）に制限される。

②店舗・サービス業等

(1) 感染発生率が高い場合でも、食料品や生活必需品及び生活に必要な以下の店舗・サービス

は公衆衛生規則やマスクの着用義務を遵守した上で、これまで通り継続して開店することは認められる。

・直販を含む食料品店、飲料店、健康食品店、乳幼児関連の商店、薬局、衛生用品店、ドラッグストア、眼鏡店、補聴器販売店、ガソリンスタンド、新聞販売店、書店、花屋、ペット用品店、飼料店、園芸市、卸売店、自転車・自動車修理店、銀行、郵便局等

(2) 「7日間指数」が150未満の場合、事前の予約がありかつ陰性の検査結果を有する場合に、全ての店舗での買い物が可能（いわゆるクリック・アンド・ミート）。

(3) 身体の接触を伴うサービスは、医療、治療、看護及び宗教上の目的によるもののみ可能。例外として、理髪店・美容院及びフットケアのみ、マスク着用の下、かつ陰性の検査結果を有する場合には利用することができる。その他の身体の近接を伴うサービスは不可。

③レストラン、ホテル、娯楽・文化施設及びスポーツ

(1) 「7日間指数」が100を超えた場合、レストラン、ホテル及び娯楽・文化施設は閉鎖される。ただし、動物園及び植物園の屋外エリアは例外であり、陰性の検査結果を有する場合に訪問することができる。

(2) スポーツは、自身のみ、または、2人、あるいは自身の家族のみであれば行うことが可能。14歳までの子供は、屋外で5人まで、接触を伴わないスポーツを行うことができる。

プロスポーツ選手は、引き続き、無観客で、また、予防及び衛生計画の遵守の下、トレーニングや競技を行うことができる。

* 在ドイツ音楽家。なお、本稿は、加久間景子氏からの情報提供を本財団理事長光多長温がまとめたものである。

¹ 東京都換算2,000人/日。前回のロックダウンにおいては、この7日間指数が人口10万人当たり50人（東京都に換算すると1,000人/日）とされていたが、これが倍になった。この理由は、メルケル首相は従来数値を採用することを主張したが、反対論が多かったこと、及び現実的に50人基準は困難となったからと考えられる。

④外出制限²

「7日間指数」が100を超えた場合、午後10時から³午前5時までの間は、仕事や医療等、正当な理由がある者のみが外出することができる。ただし、午前零時までは、引き続き、1人でのジョギングや散歩は認められる⁴。

⑤学校・保育施設

「新規感染者数」が165を超えた場合、対面授業や通常保育は禁止される。卒業年次や特別支援学級は例外である。

⑥ホームオフィス

雇用主は、業務上可能な場合に、ホームオフィスの機会を提供する義務を有する。従業員も、ホームオフィスが可能であれば、これを受け入れる義務がある。

2. ワクチン

デンマーク(最初に死亡者が出た)はAstraZenecaを完全に中止。

現在、ドイツでは、開業医の接種がはじまり、事前の正確な説明、後の判断処理、あるいは治療が可能という場合には、60歳以下も希望があれば接種が可能になった。また、Johnson&JohnsonもAstraZenecaと同じ扱いに決定された。当然、EMAの見解とも一致している。

これでドイツの中で、やっとModernaも含めて4種類の接種が行われ出すこととなる。これら措置からか、6月乃至7月はじめには接種を希望する年齢の規制が徐々に解かれることとなる⁵。

3. その他

ドイツは、変異株が依然治まらず、日本に比べて感染者数は極めて多いが、医療機関・集中治療室のベッド数(及び医者、看護者数)は日本に比べて約10倍程度あり、この医療体制の整備状況はわが国と大きく異なる。

また、以下に見るような(在留邦人を含む)国民へのday by dayの圧倒的な情報提供が政府の厳しい措置のバックとなっていると感じた。

○ドイツ連邦政府プレスリリース

<https://www.bundesregierung.de/breg-de/aktuelles/bundesweite-notbremse-1888982>

■在ドイツ日本国大使館ホームページ(新型コロナウイルスに関する最新情報)

https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_coronavirus200313-1.html

■在デュッセルドルフ日本国総領事館ホームページ(新型コロナウイルス対策関連特設サイト)

https://www.dus.emb-japan.go.jp/itpr_ja/Coronavirus_02.03.2020.html

■外務省海外安全ホームページ(ドイツ)

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsपोथazardinfo_165.html#ad-image-0

■ドイツ連邦保健省(新型コロナウイルスに係る最新情報)

<https://www.bundesgesundheitsministerium.de/coronavirus.html>

■ロベルト・コッホ研究所(新型コロナウイルス関連サイト)ドイツ語:

https://www.rki.de/DE/Content/InfAZ/N/Neuartiges_Coronavirus/nCoV_node.html;jsessionid=74843C1711B AB743375E840A536DDA90.internet102

英語:

https://www.rki.de/EN/Home/homepage_node.html;jsessionid=A194726D5C8EB82FE6239709DFB64AB9.internet091

■ドイツ連邦外務省(渡航情報)(新着情報)

<https://www.auswaertiges-amt.de/de/ReiseUndSicherheit/reise-und-sicherheitshinweise/letzteaktualisierungen>

■在留届(3か月以上滞在される方)「たびレジ」(3か月未満の渡航の方)

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>

■スマートフォン用 海外安全アプリ

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

(以上)

² 現在、この行動制限が違法であるとする反対派(自由民主党:FDP《Freie Demokraten》、及びその他右寄りの党も同調している)は裁判に持ち込んでいて、現在係争中。

³ 前は、夜9時から。

⁴ 前は無し。猛反対があったため認められることとなった。

⁵ 4月25日現在、70歳以上、来週初めに68歳以上に緩和される。